

イタズラ？

いえ 犯罪 です

以前より上層階よりのティッシュの不法投棄が続いております。そのため、中庭にティッシュが散乱しています。中庭は竹垣に囲まれている所もあり、清掃が困難な場所です。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条
 - ・ 第 1 項 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - ・ 第 14 号 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

上階よりごみの投げ捨ては直ちにおやめください！



目撃情報を管理室にお寄せください

改善が見られない場合、警察への通報、および防犯カメラの設置、科学鑑定、特殊清掃等の費用を請求することも検討しております。
ご家族皆様でこの情報を共有してください。

エステ・シティ海浜幕張管理組合

居住者のこどもさんへ
保護者の方々へ

エステ・シティ海浜幕張管理組合法人

防犯・防災委員会 代筆 管理室

危険な行為は止めましょう

最近、子供たちが、夏休みに入ったことで下記の行為が目立ちます

1. 番館敷地内で、スケートボードに乗ったまま移動したり、
エレベーターを出入りしたりしている。
2. 番館の勝手口扉を開けた時、スケートボードに乗ったまま
出入りも場面に遭遇し恐怖を感じた。

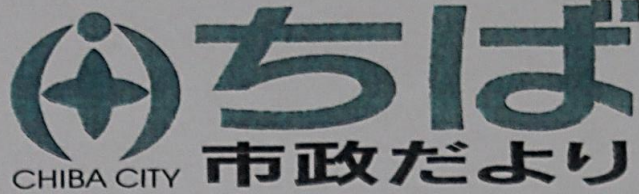
このような危険な行為は、大きな事故につながる可能性があります。

皆さんで注意しあって、未然に事故を防ぐようにしましょう。

エステ・シティ海浜幕張団地管理組合法人
掲示承認 No. 170717
掲示期間: 29年7月27日 - 8月31日
掲示責任者: エステ・シティ 海浜幕張管理室

平成29年8月

号外



エステ・シティ
海浜幕張
29. 8. 4
管理室

10月から ちば市政だよりが 変わります!!

～市内の全世帯に月に1度、直接お届けします～

「ちば市政だより」は、市からのお知らせや、市内の催しなどの情報をお伝える千葉市の広報紙です。今年10月、発行頻度や紙面構成を変更し、全世帯へのポストイングを開始します。

新しい「ちば市政だより」を、ぜひ、ご覧ください。

10月から 変わること

**市内の全世帯に
お届けします!**

市内の全世帯にポストイング(ご自宅の郵便ポストに配達)で直接お届けします。

本チラシをご覧の皆さまには「株式会社 地域新聞社」が配布します。

**月1回の発行になり、
お届けする日が早くなります**

発行日は毎月1回、1日となり、15日の発行が無くなります。皆様のお手元には、発行日のおおむね5日前から前日まで(土・日曜日を除く)にお届けします。

なお、配布員は、身分を証明する配布員証を携帯します。

配達漏れや、汚損していた場合は…

10月以降、発行日になっても、ちば市政だよりが届かなかったり、届いたものに汚れや破れといった汚損などがあつた場合は、お手数ですが【下記】にご連絡ください。再配達します。

連絡先 株式会社 地域新聞社 TEL 202-0120(平日9:00~17:00)

エステ・シティ海浜幕張
掲示承認
掲示期間 27年8月
掲示責任者 海浜幕張